

発議第14号

鳥羽市議会議員政治倫理条例の一部改正について

鳥羽市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年 3月24日 提出

令和4年 3月 日

提出者	鳥羽市議会議員	坂 倉 広 子
賛成者	鳥羽市議会議員	南 川 則 之
賛成者	鳥羽市議会議員	濱 口 正 久
賛成者	鳥羽市議会議員	瀬 崎 伸 一
賛成者	鳥羽市議会議員	片 岡 直 博
賛成者	鳥羽市議会議員	奥 村 敦
賛成者	鳥羽市議会議員	山 本 哲 也
賛成者	鳥羽市議会議員	中 世 古 泉
賛成者	鳥羽市議会議員	戸 上 健
賛成者	鳥羽市議会議員	浜 口 一 利
賛成者	鳥羽市議会議員	世 古 安 秀

提案理由

議員の政治倫理の意識向上のため、本条例に規定する政治倫理基準を遵守する宣誓書の提出を定める条例整備のほか、所要の改正を行いたく本提案とするものである。

鳥羽市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例

鳥羽市議会議員政治倫理条例（平成23年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第12条を第13条とし、第11条を第12条とし、第10条を第11条とする。

第9条第1項中「議長に」の次に「対してその審査結果と意見を記した」を加え、同条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条を第8条とする。

第6条に次の1項を加える。

6 審査会は、審査のため必要があると認めるときは、学識経験者等に対し出席を求め、意見を聴取し、又は調査させることができる。

第6条を第7条とし、第3条から第5条までを1条ずつ繰り下げ、第2条の次に次の1条を加える。

（宣誓書の提出）

第3条 議員は、この条例を遵守する旨の宣誓を行うものとし、議員の任期開始の日から30日以内に、宣誓書を議長に提出しなければならない。

2 議長は、前項の宣誓書を提出しない議員があるときは、その氏名を速やかに公表しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現に議員である者に対する第3条の適用については同条中「議員の任期開始の日」とあるのは、「この条例の施行の日」とする。